

武心会 会員規定

第一章 会員資格

本規程に同意し、入門誓約書に署名、捺印後、入会金、総本部登録年会費、月会費を納入した者が会員資格を得る事ができる。

第二章 入会金及び会費

- 一、一旦納入された入会金、総本部登録年会費、月会費は理由の如何を問わず返還されない。
- 二、月会費は前納制で、支払は現金で前月末までに直接道場で納める。
口座振込を希望する場合は、直接道場責任者に相談する。

第三章 退会

- 一、退会する際は、所定の退会届を直接師範まで提出する。電話、メール、郵便での退会は直接道場責任者に相談する。
- 二、退会届の締切は退会を希望する月末迄とする。
例：3月末日にて退会を希望する場合には、3月末日迄に退会届を提出すると4月分からの月会費の納入の必要はない。月末を過ぎて退会届を提出すると翌月末の退会となるので注意する。

第四章 休会

- 一、休会とは、事情により長期間稽古に参加できない場合をいう。
この場合の長期間とは1ヶ月以上の事である。
- 二、休会する際は、所定の休会届を直接師範まで提出する。
電話、メール、郵便での休会は直接道場責任者に相談する。
- 三、休会届が提出されない場合は在籍扱いとなり月会費は通常通り支払わなければならない。1ヶ月以上稽古を休んだ場合でも休会届が提出されていない場合は月会費を支払わなければならない。
- 四、休会期間中の月会費は、3,300円とする。
- 五、休会届の締切は休会を希望する前月末日迄とする。
例：4月から休会を希望する場合には、3月末日迄に休会届を提出すると4月分からの月会費は3,300円となる。3月末日を過ぎて休会届を提出すると5月からの休会となるので注意する。
- 六、月会費を三ヶ月以上無断で滞納した者は、未納額を清算した上で退会処分となる。
- 七、無届で稽古を1年以上休んでいる者は、未納額を清算した上で退会処分となる。

第五章 除名

- 一、本規約、その他道場が定める規則に違反した場合は、除名処分とする。
- 二、本道場の名を傷つけ秩序を乱した者は、除名処分とする。

第六章 付則

- 一、稽古には十分安全を期しているが、万一稽古中に怪我をした場合、応急手当はするが、それ以上の責任は無いものとする。

入門誓約書 ENTRANCE PLEDGE

*武心会 会員規定 第一章から第六章までをよく理解した上で誓約して下さい。

武心会 義一塾 師範 中村義一

私儀 今般貴道場に入門許可されました上は貴道場の規定を遵守し、平素の生活においても修行生として恥ずかしくない行動に努め、絶対に道場名を傷つけるような事は致しません。ここに忠実に自己の本文を守る事を誓います。

I, the undersigned, upon being permitted to your Dojo, will obey the rules of your dojo, will endeavor to conduct myself in a manner befitting a student even in my life, and shall never do anything to bring disgrace upon the dojo. I hereby swear that I shall faithfully fulfill my duty.

Signature / Seal

署名

印

Guardians Name / Relationship

保護者署名及び続柄

印

Guardians Signature